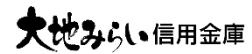


平成27年4月6日

インターネットバンキングサービスをご利用の個人・個人事業主のお客さまへ



インターネットバンキングにおける被害補償について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、お客さまのパソコンをウィルス感染させ、お客さまの口座から不正に預金を引き出す等の被害が全国的に多発しております。

当金庫は、個人・個人事業主のお客さまがインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合、下記のとおり被害補償を実施しております。

万が一お客さまが被害に遭われた場合、お客さまの過失度合いにより補償金額の減額または補償されない場合がありますので、当金庫が定めるセキュリティ対策項目の実施をお願いしております。

今後ともサービス向上のため鋭意努力して参りますので、末永くご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 被害補償基準

(1) お客さまに重大な過失、または過失がなかった場合

原則として被害額の全額を補償させていただきます。

(2) お客さまに過失、故意または重大な過失があった場合

お客さまの被害に遭われた状況を踏まえ、当金庫において個別に補償の判断をさせていただきます。

2. セキュリティ対策項目

万が一お客さまが被害に遭われた場合、お客さまの過失度合いにより補償金額の減額または補償されない場合がありますので、当金庫が定める下記のセキュリティ対策項目の実施をお願いします。

セキュリティ対策項目

- ①インターネットバンキングに使用するパソコンに関し、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただくこと。
- ②パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、パターンファイルを最新の状態に更新したうえで、ご利用いただくこと。
- ③ID やパスワードは第三者に知られないよう厳重に管理していただくこと。
- ④不審なサイトや、お心当たりのない電子メールを開かないでいただくこと。
- ⑤インターネットバンキングに係るパスワードを定期的に変更していただくこと。
- ⑥取引限度額を必要最低限の金額に設定していただくこと。
- ⑦ワンタイムパスワードを導入いただくこと（WEBバンキングをご利用のお客さまの場合）。

3. 被害補償のためお客さまにご協力いただく事項

- (1) 当金庫への速やかな通知
- (2) 警察署への被害事実などの事情説明やその捜査への協力

4. 被害が発生した場合の留意点

- (1) お客さまが被害発生日から30日以内に当金庫へ届出いただいた被害が補償の対象となります。
- (2) 補償をいたしかねる場合は、以下のとおりです。

- ・お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族等によってご預金などが引き出された場合
- ・被害状況にかかる重要事項についてお客さまから虚偽の説明があった場合
- ・戦争、暴動などによる著しい社会秩序の混乱に乘じ被害が発生した場合
- ・お客さまが反社会的勢力※1に該当すると認められる場合。

※1 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準 構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団員等、その他これらに準ずる者のことをいいます。

以上

【お問い合わせ先】

大地みらい信用金庫 事務部

TEL : 0153-24-4106